

令和 2 年第 2 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 5 日 開会

令和 2 年 6 月 1 0 日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 2 年第 2 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日

美 郷 町 議 会

令和2年2回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和2年6月5日（木曜日）

◎開会日時 令和2年6月5日 午前10時00分 開会

◎散会日時 令和2年6月5日 午前11時53分 散会

◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	川村 義幸君	4番	川村 嘉彦君
5番	黒田 仁志君	7番	甲斐 秀徳君
8番	森田 久寛君	9番	園田 義彦君
10番	山田 恭一郎君	11番	那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 6番 富井 裕瑞君

◎会議録署名議員 3番 川村 義幸君 4番 川村 嘉彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 坂本梨津子君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	三桝 治君
総務課長	下田 光君	税務課長	甲斐 武彦君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	日高 隆一君
健康福祉課長	後藤 充君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	木原 浩一君	政策推進室長	沖田 修一君
教育課長	石田 隆二君	地域包括医療局事務長	尾田 靖君
南郷地域課長	川野 一郎君	北郷地域課長	泉田 浩文君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 2 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1)

令和 2 年 6 月 5 日
午 前 1 0 時 開 議

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
3 番 川 村 義 幸 議 員
4 番 川 村 嘉 彦 議 員
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
6 月 5 日 ~ 6 月 1 0 日 6 日 間
- 日 程 第 3 諸 般 の 報 告
(1) 議 長
(2) 宮 崎 県 北 部 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員
- 日 程 第 4 報 告 第 1 号 平 成 31 年 度 繰 越 明 許 費 の 報 告 に つ い て
報 告
- 日 程 第 5 報 告 第 2 号 債 権 放 棄 の 報 告 に つ い て
報 告
- 日 程 第 6 報 告 第 3 号 債 権 放 棄 の 報 告 に つ い て
報 告
- 日 程 第 7 報 告 第 4 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
報 告
- 日 程 第 8 報 告 第 5 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
報 告
- 日 程 第 9 報 告 第 6 号 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て の 専 決 処 分
(専 決 第 9 号) の 報 告 に つ い て
報 告

日程第 10 同意第 1 号 美郷町農業委員会委員の任命につき認定
農業者等が委員の過半数を占めることを
要しない場合の同意について

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 11 同意第 2 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第 3 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 13 同意第 4 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 14 同意第 5 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 15 同意第 6 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 16 同意第 7 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 17 同意第 8 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 9 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 19 同意第 10 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 20 同意第 11 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 21 同意第 12 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 22 同意第 13 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 23 同意第 14 号 美郷町農業委員会委員の任命について

日程第 24 同意第 15 号 美郷町農業委員会委員の任命について

提案理由説明、質疑、討論、個別採決

日程第 25 承認第 1 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 2 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 26 承認第 2 号 美郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 27 承認第 3 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 4 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 28 承認第 4 号 平成 31 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分（専決第 5 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 29 承認第 5 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分（専決第 6 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 30 承認第 6 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分（専決第 8 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 31 承認第 7 号 町長、副町長及び教育長の期末手当の減額に関する条例の専決処分（専決第 10 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 32 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

日程第 33 議案第 35 号 八峡辺地総合整備計画の策定について

提案理由説明

日程第 34 議案第 36 号 町道路線の認定について

提案理由説明

日程第 35 議案第 37 号 美郷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 36 議案第 38 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 37 議案第 39 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）

提 案 理 由 説 明

日程第 38 議案第 40 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 39 議案第 41 号 令和 2 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 40 議案第 42 号 令和 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 41 議案第 43 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 42 議案第 44 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 43 議案第 45 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

提 案 理 由 説 明

日程第 44 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書

提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 2 年 6 月 5 日
午前 1 0 時 開 議

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・お座りください。

【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

富井 裕瑞議員の突然の急逝によりまして、大変、寂しい議会を迎えております。富井 裕瑞議員は病気の発症からおよそ 8 年という長い闘病生活で、最近の容体は決してよくはなく、超人的な精神力をもって耐えていたと言われております。富井議員は人としての生き方、議員としての活動は是々非々の意見を正々堂々と主張できるたくましい正義感にあふれておりました。質実剛健で信念を貫き通す反面、人情味あふれる人柄で地域の問題解決に奔走され、多くの住民から信頼と敬愛を集められました。62 歳の若さで永眠されましたことは誠に痛恨の極みではありますが、富井 裕瑞議員の志は私たち残されたものが引き継いでいかなければならないと考えております。

それから、新型コロナウイルス関連の緊急事態宣言が 5 月 25 日に解除をされて十日余りがたちます。現在は第 2 波ではと見られる感染が発生している自治体があります。いま一度、感染予防への認識を新たにしなければならないところです。

政府の経済対策は一次、二次、合わせて 200 兆円を超える規模になるとしており、追加対策には医療、福祉、生活支援、雇用事業継続といった項目が並んでいますが、執行部の皆さんには引き続き、町内の希望する対象者にタイムリーに支援が行き届きますようお願いをいたします。

一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、大都市を出て地方へ移住を決めているという人たちが出てきているという話を聞きます。テレワークが普及したことにより IT 企業の地方への拠点の移動が可能になったことが大きな要因のようです。この移住定住に取り組む自治体は少なくないと考えますが、先進事例もありますので、人口減少対策としては現実的な事案であると考えます。

昨日も、全国知事会では大都市部の過度な人口集中は感染拡大のリスクを高めるという教訓が得られたとして、地方分散の必要性が強調されたところですが、今年 10 月には国勢調査が実施の予定であります。このときの人口が交付金の決定額の基礎となります。1 人でも人口を減らさない取組が必要ですが、執行部の皆さんにはぜひとも取り組んでいただき、2040 年に町内 3,000 人の人口維持に向けての一助となりますよう、お願いをしまして挨拶を終わります。

【議長 那須 富重】

富井議員の死去による欠員のため、ただいまの出席議員は 10 名であります。

【議長 那須 富重】

ただいまから、令和 2 年第 2 回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 那須 富重】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

【議長 那須 富重】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 川村 義幸議員、4番 川村 嘉彦議員を指名いたします。

【議長 那須 富重】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長 黒田 仁志議員。

【議会運営委員長 黒田 仁志】

それでは、報告いたします。

令和2年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので報告いたします。

会期につきましては、本日から6月10日までの6日間とし、議事日程はお手元に配付してあるとおりとしたところでございます。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月10日までの6日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの6日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 那須 富重】

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 那須 富重】

次に、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員から、報告の申出があります。
森田 久寛議員より、報告をお願いいたします。

【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】

議長。

【議長 那須 富重】

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛。

【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】

大変、申し訳ありません。慌てて入ってきて車の中に報告書を忘れてきたんですが、暫時休憩をしていただいて、取ってきてよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

暫時休憩といたします。

(休憩：午前10時07分)

(再開：午前10時07分)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き、会議を開きます。

【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】

議長。

【議長 那須 富重】

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛。

【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】

宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会 報告書

1. 会 期 令和2年3月24日(火曜日)(1日間)
2. 場 所 延岡市役所 議会大会議室
3. 出席者 森田 久寛議員、中嶋 奈良雄議員
4. 議案審議 (管理者提出議案)

議案第6号 令和元年度 宮崎県北部広域行政事務組合
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算
原案可決(別紙参照)

議案第 7 号 令和 2 年度 宮崎県北部広域行政事務組合
一般会計予算

原案可決（別紙参照）

議案第 8 号 令和 2 年度 宮崎県北部広域行政事務組合
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計予算

原案可決（別紙参照）

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

日程第 4 報告第 1 号 平成 3 1 年度繰越明許費の報告について
日程第 5 報告第 2 号 債権放棄の報告について
日程第 6 報告第 3 号 債権放棄の報告について
日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について
日程第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について
日程第 9 報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第 9 号）
の報告について

【議長 那須 富重】

以上の 6 件について、町長から報告があります。
これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。

本日から、令和 2 年第 2 回の議会定例会ということでございます。よろしくお願
いいたします。

議長も申しましたように、ここから見てますと 6 番議員がおられません。寂しい思
いであります。議員とは年齢も近くといたしますか、富井議員のほうで 2 つ下であり
ます。小学、中学と同じ小学校、中学校に通っておりましたのでよく知っております。
下の学年をよくまとめて親分肌的なものがあったというふうに思っております。

もう少し長くこの議場において一般質問等を受けて、丁々発止で町の振興のため
に頑張ってくれるものと思っておりましたが残念であります。

御冥福をお祈りいたします。

それでは、報告第 1 号 平成 3 1 年度繰越明許費について、地方自治法施行令第
1 4 6 条第 2 項の規定により報告いたします。

今回の繰越しについては、お手元の平成 3 1 年度繰越明許費繰越計算書のとおり
であります。県単林道網整備事業、防災・安全交付金事業（老朽化対策）、防災・安

全交付金事業（通学路対策）、防災・安全交付金事業（道路環境の整備）、一般住宅支援費、急傾斜崩壊対策事業、自然災害防止急傾斜崩壊対策事業、西郷小・中一貫校整備事業、林業施設災害復旧事業（補助）、以上、9事業について総額3億7,764万5,000円の事業費を繰越しました。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第2号 債権放棄の報告について、提案理由を申し上げます。

板ヶ原給水施設維持管理負担金1件について、美郷町債権管理条例第11条第1項の規定により債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この債権につきましては、令和2年4月23日に開催した美郷町債権管理審査会の審査を経まして、同年4月24日に放棄の手続きを取らせていただきました。

債権放棄の根拠につきましては、民法第173条第1号に基づく時効期間の満了であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第3号 債権放棄の報告について、提案理由を申し上げます。

美郷町家畜導入資金貸付金（旧南郷村優良牛導入資金貸付基金）7件について、美郷町債権管理条例第11条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この債権につきましては、令和2年4月23日に開催した美郷町債権管理審査会の審査を経まして、同年4月24日に放棄の手続きを取らせていただきました。

債権放棄の根拠につきましては、民法第167条第1号に基づく時効期間の満了であります。

以上であります。

続きまして、報告第4号 専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

この契約は、平成31年1月21日に株式会社 甲斐建設と契約を締結した平成30年度防災・安全交付金事業 第44-A26号、2級町道 黒木・小黒木線、1級橋上部工事の変更契約であります。

今回の主な変更理由としましては、劣化事例の多い橋梁伸縮継手の埋設型から耐久性に優れた簡易鋼製型へと変更が必要となったことから、工事請負代金79万1,050円を増額したものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

続きまして、報告第5号 専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和元年11月28日に指名競争入札を行い、同年12月10日に株式会社 協栄と契約を締結しました令和元年度町単独事業 美郷町西郷地区義務教育学校（仮称）プール等改修工事の変更契約であります。

変更の主なものは、当初計画ではプールサイド等の埋戻しに掘削道を転用する計画でありましたが、粘土質で埋戻しに不適当なことから、埋戻し土購入及び残土処分費及び敷地内地盤が粘土質で降雨等により水分を含むと足元が非常に悪くなることから、今回、実施したプール改修工事部分の外構工事（アスファルト）を変更追加して施工すべき経費を計上したものであります。

なお、当初契約金額の9,900万円に今回の変更により441万円を増額した結果、請負総額は1億341万円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

最後になりますが、報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第9号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、第180条第1項の規定により専決処分をした後、議会の委員による町長専決事項について地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第1号から報告第6号までの6件の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

日程第10 同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、本案について町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定では、「委員は農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるもののうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する」とされています。

また、同条第5項では、「市町村長は第1項の規定による任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合はこの限りではない」と規定をされています。

町では、令和2年4月1日から令和2年4月27日まで募集を行い、令和2年5月13日開催の美郷町農業委員会選考委員会において決定した候補者についての認定農業者等の状況は定数14人に対し応募が14人で、応募者のうち認定農業者が4人、認定農業者等に準ずる者が1人（元認定農業者1名）であり、計合計で5人です。

この結果、認定農業者等が委員の過半数を占めないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項「当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて、当該市町村の議会の同意を得たとき」の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、同意第1号 美郷町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第11	同意第2号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第12	同意第3号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第13	同意第4号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第14	同意第5号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第15	同意第6号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第16	同意第7号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第17	同意第8号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第18	同意第9号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第19	同意第10号	美郷町農業員会委員の任命について
日程第20	同意第11号	美郷町農業員会委員の任命について

日程第 2 1 同意第 1 2 号 美郷町農業員会委員の任命について
日程第 2 2 同意第 1 3 号 美郷町農業員会委員の任命について
日程第 2 3 同意第 1 4 号 美郷町農業員会委員の任命について
日程第 2 4 同意第 1 5 号 美郷町農業員会委員の任命について

【議長 那須 富重】

お諮りします。

関連がございますので、同意第 2 号から同意第 1 5 号までの 1 4 件を一括議題にしたいと思います。

【議長 那須 富重】

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、同意第 2 号から同意第 1 5 号までの 1 4 件を一括議題とすることに決定しました。

1 4 件につきまして、順次、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第 2 号から同意第 1 5 号までは関連がありますので、美郷町農業員会委員の任命について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく美郷町農業委員会委員の任命であります。

同法律は、平成 2 7 年 8 月 2 8 日に改正され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されました。この改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙制と町長の選任制の併用から議会の同意を要件とする町長の任命制のみとなったことから、議会の同意を得るものです。

委員の候補者につきましては、農業委員会等に関する法律等により公募によって地区公民館、農地組合等の団体または自ら意欲を持ち応募された方々であります。

まず、同意第 2 号の農業委員会委員候補者の藤本政嗣氏は、現農業委員であります。地域の農業振興のリーダーであり、地域の厚い信頼があるとして北郷小原公民館から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第 3 号 農業委員会委員候補者の黒木謙志氏は認定農業者であります。農業振興活動のリーダーであり、地域の厚い信頼があるとして北郷長野区から推薦されました。認定農業者ということで農業に精通され、地域の信頼も厚いことから

適任であると考えるところであります。

次に、同意第4号 農業委員会委員候補者の菊池勇夫氏は現農業委員であります。農業に関する知識や経験が豊富で、農業委員としての実績もあるということで北郷秋盛区から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第5号 農業委員会委員候補者の柳田隆喜氏は元北郷村役場で農業振興課長をされ、農業行政に精通されております。農業委員としての実績もあるということで北郷入下区から推薦されました。農業行政や地域の農業に精通されていることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第6号 農業委員会委員候補者の林田寿利氏は現農業委員であり認定農業者であります。農業に関する知識や経験が豊富で地域の信頼も厚く、農業委員としての実績もあるということで西郷上野原区から推薦されました。認定農業者と言うことで農業に精通され、農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第7号 農業委員会委員候補者の森田正春氏は現農業委員であり現西郷小川区長や元小川農用地管理組合の役員をされております。地域農業の発展に尽力できればとの思いがあり、今までの農業、農業委員の経験を生かしたいとして自ら応募されました。農業に精通され、農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第8号 農業委員会委員候補者の富井保徳氏は元認定農業者で和田集落営農組合長をされております。地域の農業振興のリーダーであり、地域の厚い信頼があるとして西郷和田集落協定組合から推薦されました。元認定農業者ということで農業に精通され、地域の信頼も厚いことから適任であると考えるところであります。

次に、同意第9号 農業委員会委員候補者の甲斐奉文氏は現農業委員であります。農用地管理組合役員や農業委員として活動しており、地域農業振興のリーダー的存在であり、地域の信頼も厚いとして西郷坂本区から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第10号 農業委員会委員候補者の藤田博文氏は現農業委員であり認定農業者であります。地域の農業に精通し、地域の厚い信頼があるとして南郷水清谷公民館から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第11号 農業委員会委員候補者の田野敏広氏は現農業委員であり認定農業者であります。認定農業者及び農業委員として活動しており、経験があることに加え、地域の農業振興のリーダーであり、地域の厚い信頼があるとして南郷神門下区公民館から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えるところであります。

次に、同意第12号 農業委員会委員候補者の中谷茂己氏は元農業委員で神門上1区集落協定組合長をされております。農業委員、日向農協理事、区公民館の役員等々を歴任し地域のリーダーであります。地域の厚い信頼があるとして南郷神門上区公民館から推薦されました。農業に精通され、元農業委員としての実績もあり、地域の信頼も厚いことから適任であると考えるところであります。

次に、同意第13号 農業委員会委員候補者の中田辰美氏は現農業委員であります。農業委員として活動しており、地域の農業振興のリーダーであり、地域の厚い

信頼があるとして南郷鬼神野公民館から推薦されました。地域の農業に精通され農業委員としての実績もあることから適任であると考えているところであります。

次に、同意第14号 農業委員会委員候補者の若杉伸児氏は上渡川中区集落協定の役員をされております。地域の農業振興のリーダーであり、地域の厚い信頼があるとして南郷渡川公民館から推薦されました。農業に精通され、地域の信頼も厚いことから適任であると考えているところであります。

最後に同意第15号 農業委員会委員候補者の黒木良昭氏についてですが黒木氏は、西郷中学校の校長をされ、現在は、美郷南学園の再任用教員であります。農業者ではありませんが、農業委員会には中立的な立場で公正な判断ができる者が含まれるようにしなければならないとなっており、黒木氏は、そういう意味から適任であると考えているところであります。

以上、14名の方々を農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員として任命したいので、本議会において御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

なお、任命後の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第2号から同意第15号までの14件につきまして、一括議題とし一括して質疑を行いたいと思っております。

【議長 那須 富重】

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、14件を一括議題として、一括して質疑を行うことに決定しました。

【議長 那須 富重】

これから、14件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

お諮りします。

同意第2号から同意第15号までの14件につきまして、一括して討論を行いたいと思います。

【議長 那須 富重】

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、14件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 那須 富重】

これから、14件を一括して討論を行います。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、同意第2号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、同意第2号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第3号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第3号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第4号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第4号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第5号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第5号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第6号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第6号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第7号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第7号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第8号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第8号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第9号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第9号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第10号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第11号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第12号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第13号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、同意第14号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

続きまして、同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、同意第15号 美郷町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第25 承認第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町税条例を改正する必要性が生じたことから、令和2年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

主な内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、企業版ふるさと納税の見直し、たばこ税の課税方式の見直し、固定資産税等の特別措置等の法律改正によるものです。

いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【5番 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

5番 黒田 仁志議員。

【5番 黒田 仁志】

ちょっと提案理由書に「森林環境譲与税の見直し」という文言が入ってるんですが、ずっと見てるんですが、ちょっと見つけ切れないんですが、ちょっと御指摘していただけませんか。

【税務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

税務課長。

【税務課長 甲斐 武彦】

申し訳ございません。最初にお配りしました議案につきましては、議案の下の提案理由の中に森林環境譲与税ということが入っていたんですけれども、今回の美郷町税条例では関係ございませんでしたので、訂正させていただきました。すみません。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがいまして、承認第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第2号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第26 承認第2号 美郷町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第2号 美郷町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月5日に公布されたことに伴い、関係する美郷町固定資産評価審査委員会条例を改正する必要性が生じたことから、令和2年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分をいたしました。

主な内容は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための法律改正によるものです。

いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第2号 美郷町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、承認第2号 美郷町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第27 承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたこと

から、令和2年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。

主な内容は、課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額の見直し、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税特例に係る法律改正によるものです。

いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

それでは、ここで10分間の休憩をいたします。
午前11時に再開いたします。

(休憩：午前10時51分)

(再開：午前11時00分)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 承認第4号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第4号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第8号）の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについて、提案理由を説明いたします。

この補正は、主として地方交付税や各種交付金、国県支出金等の確定に伴うもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,625万円を減額し、歳入歳出予算の総額を80億2,194万1,000円とするものです。

歳入につきましては、町税の収入増により1,827万7,000円の追加、地方譲与税の確定により1,577万6,000円の追加、地方消費税交付金の確定により874万6,000円の追加、地方特例交付金の確定により492万9,000円の追加、地方交付税特別交付税の確定により2億7,898万8,000円の追加、国庫支出金の確定により1,366万4,000円の減額、県支出金の確定により4,432万1,000円の追加、寄附金の確定により1,157万1,000円の減額、繰入金から3億2,488万3,000円の減額、町債から5,810万円の減額が主なものであります。

歳出につきましては、ケーブルテレビ北郷F T T H化事業の工事請負費の減等により総務費から3,528万円の減額、寄附金の減額に伴い基金積立金から97万円を減額いたしました。

これにより平成31年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ80億2,194万1,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第4号 平成31年度美郷町一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、承認第4号 平成31年度美郷町一般会計補正予算(第8号)の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第29 承認第5号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、承認第5号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、現行予算の組替えによるものであり、予算総額に変動はございません。

歳出につきましては、和田地区導水管布設替え工事設計委託料の670万円を減額し、予備費に670万円を追加することによりまして、歳出内での組替えを行うものであります。

なお、歳入予算については補正はございません。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第5号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、承認第5号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第6号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第30 承認第6号 令和2年度美郷町一般会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第8号）の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは続きまして、承認第6号 令和2年度美郷町一般会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第8号）の承認を求めることについて、提案理由を説明いたします。

この補正は、令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算が成立したことを受け、迅速に事務を開始することができるよう特別定額給付金をはじめ、国及び町単独の経済対策関連予算を計上するとともに、その他、速やかに予算化し執行する必要がある経費を計上したものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,162万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を88億358万9,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金として総務費国庫補助金に特別定額給付金5億3,760万円、民生費国庫補助金に子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金として558万7,000円、合わせて5億4,318万7,000円を追加、財政調整基金繰入金に1,843万3,000円を追加しました。

歳出につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対策に関連するものとして企画費に会計年度任用職員に係る人件費、関連する事務経費及び特別定額給付金合わせて5億3,760万円を追加、児童福祉費に子育て世代の臨時特別給付金として474万円を追加、これに関連し電算システム管理費に当該給付金の支給に伴うシステム改修に要する委託料として84万7,000円を追加、簡易水道使用料の減免の実施に伴い簡易水道ではない地区管理の水道使用者の負担軽減のため水道費に水道施設等維持管理補助金30万3,000円を追加しました。

その他、速やかに予算化し執行する必要がある経費として、門川町名義の土地に町が設定している抵当権を抹消する登記手数料として財産管理費に2万円、過年度住宅使用料過誤納納付還付金として公営住宅管理費に11万円をそれぞれ追加しました。

これにより、令和2年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ88億358万9,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第6号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第1号)の専決処分(専決第8号)の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、承認第6号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第1号)の専決処分(専決第8号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第31 承認第7号 町長、副町長及び教育長の期末手当の減額に関する条例の専決処分(専決第10号)の承認を求めることについてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、承認第7号 町長、副町長及び教育長の期末手当の減額に関する条例の専決処分（専決第10号）の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための外出自粛等に伴う町民生活への影響の大きさを考慮しての制定であり、令和2年5月12日付で専決処分を行いました。

条例の内容は、私、副町長及び教育長に係る令和2年6月の期末手当の額について100分の20に相当する額を減じた額とするものです。町民の皆様には感染拡大防止のために様々な御協力をお願いしているところであります。この厳しい経済情勢を踏まえ、本条例の制定が急務であるとして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【9番 園田 義彦】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、園田 義彦議員。

【9番 園田 義彦】

ここで、町長、副町長、教育長の期末手当の減額で、やはり町民への思いとかあれば一言でもお願いしたいと思いますが。

例えば、減額の理由とかについてでも。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、提案理由を申し上げましたけど、定額給付金10万円という部分が国から支給されるということで、うちの家内も私も10万円ずつもらおうということでありませぬ。このもらった金額を寄附しようと、私は最初、町にそう思ったら、寄附行為ということで寄附ができない、それならば私の立場として一番いい方法といたしますか、それがどういう形でできるかということをお考えたら、町にその相当額を寄附するという考え方で行けばこれが一番よかろうということをお考えたところです。

そのときに、副町長そして教育長にお話ししたところ、副町長、教育長はその寄附行為という部分は全然ありませんけど、御賛同いただいて、そういう形で、それなら私たちも減額に応じますということになった次第であります。

以上です。

【5番 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、黒田 仁志議員。

【5番 黒田 仁志】

今の御説明いただいて、特にこの対策に関して御自身または副町長、教育長の失策もしくは瑕疵があったということはないということによろしいですね。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

毛頭そういうことではありません。

ただ、そういう方法を考えていたときに、こういう方法を思いついたということで、私の今さっき申し上げましたように方法として、これが一番よかろうということでもあります。その失策とかそういうことでは全然、ありません。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

【5番 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、黒田 仁志議員。

【5番 黒田 仁志】

すみません、私は反対の立場で討論させていただきます。

今、町長の御説明というか質疑に対する答弁をお聞きしたときに、一種の寄附行為になりますよね、実質は。という考え方でいいんだろうかという点がどうしてもちょっと腑に落ちない点。

それと、やはり減額するという事になった場合には、何らかの失策があってやはり減額するべきであって、そうでない場合にやはり減額を軽々しく行うというのもいかなものかというふうに考えております。

10万円の使い道については、先日、町長も記者会見でお話しされたように日南の崎田市長ですか、と御一緒に会見された点もありますように、町内の事業者に対して使うという強い意志をお示しいただければ、私はそれで十分ではないかと、波及効果等を考えたときに、やはりそのあたりは慎重に行っていただけたらというふうに思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はありませんか。

今、反対討論が出ましたけども。

ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、承認第7号 町長、副町長及び教育長の期末手当の減額に関する条例の専決処分（専決第10号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 多数)

【議長 那須 富重】

起立多数であります。

したがって、承認第7号 町長、副町長及び教育長の期末手当の減額に関する条例の専決処分（専決第10号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

日程第32 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり美郷町立北郷歯科診療所につきましては、指定管理者の不在により令和2年4月30日から診療を休止しております。

このたび指定管理者の公募を行ったところ、1団体より申請がございました。つきましては、指定管理候補者選定委員会による審査を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第33 議案第35号 八峡辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第35号 八峡辺地総合整備計画の策定についての提案理由を申し上げます。

交通条件や経済・文化的条件により一定の要件を満たす辺地において、公共施設等を整備する場合は、財政上の優遇措置が講じられることとなっています。

西郷八峡辺地に係る総合整備計画については、令和2年度以降も引き続き、町道和田・上八峡線の改良整備を実施することとしており、新たに総合整備計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第34 議案第36号 町道路線の認定についてを議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第36号 町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本路線につきましては、地区住民の意向を受け、詳細調査を行った結果、町道認定規定の条件に一致しますので、町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、御説明いたしました路線の位置につきましては、資料を添付してございますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第35 議案第37号 美郷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第37号 美郷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これまでは重度心身障害者が宮崎県内の医療機関で外来の医療を受けた場合に、医療費の助成を受けるには窓口で一部負担金を支払った後、役場での申請が必要でしたが、宮崎県重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、外来診療についても窓口で助成後の金額を支払う取扱いとし、町民の申請手続を軽減するために本条例を改正するものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第36 議案第38号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第38号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

美郷町の医療費については、抑制するため各種の保健事業や検診事業を積極的に進めています。現段階で試算した令和元年度の1人当たりの医療費は県内第4位であり、前年度からの上昇率はマイナス4.7%となっています。暫定値でございます。

保険税については、これまで社会情勢を踏まえながら基金等を活用し、納税者の負担軽減に努めてきたところであります。5月15日に国民健康保険運営協議会から答申をいただき、税率の改正につきまして慎重に算定いたしました。

世帯数及び被保険者数が減少する中で、予算額の確保を基本に保険税率を算定しております。今年度におきましては、新型コロナウイルスの影響等を考慮し、1人当たり保険税額1.85%減、及び1世帯当たり保険税額1.03%減であり、被保険者の負担軽減に努めた改正案であります。

次に、各条により御説明をいたします。

第4条の所得割額100分の7.18を100分の7.42に第5条の資産割額100分の46.00を100分の46.50に、第6条の被保険者均等割額2万6,100円を2万6,400円に、第7条の世帯別平等割額1万8,900円を1万9,000円に、特定世帯9,450円を9,500円に、特定継続世帯1万4,175円を1万4,250円に、第8条の所得割額100分の2.34を100分の2.43に、第9条の資産割額100分の14.50を100分の14.75に、第9条の3の世帯別平等割額6,000円を6,100円に、特定世帯3,000円を3,050円に、特定継続世帯4,500円を4,575円に、第10条の所得割額100分の2.05を100分の2.08に、第11条の資産割額100分の22.00を100分の22.25に改正します。

次に第25条の減額ですが、(1)が7割軽減になります。

被保険者均等割額1万8,270円を1万8,480円に、世帯別平等割額1万3,230円を1万3,300円に、特定世帯6,615円を6,650円に、特定継続世帯9,922円を9,975円に、後期高齢者支援金世帯の世帯別平等割額4,200円を4,270円に、特定世帯2,100円を2,135円に、特定継続世帯3,150円を3,202円に改正するものです。

次に(2)が5割軽減になります。

被保険者均等割額1万3,050円を1万3,200円に、世帯別平等割額9,450円を9,500円に、特定世帯4,725円を4,750円に、特定継続世帯7,087円を7,125円に、後期高齢者支援金世帯の世帯別平等割額3,000円を3,050円に、特定世帯1,500円を1,525円に、特定継続世帯2,250円を2,287円に改正するものです。

次に(3)が2割軽減になります。

被保険者均等割額5,220円を5,280円に、世帯別平等割額3,780円を3,800円に、特定世帯1,890円を1,900円に、特定継続世帯2,835円を2,850円に、後期高齢者支援金世帯の世帯別平等割額1,200円を1,220円に、特定世帯600円を610円に、特定継続世帯900円を915円に改正するものです。

最後に、本年度もさらなる医療費抑制に努めてまいりたいと思っています。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第37 議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第39号 令和2年度美郷町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替えや緊急的に予算措置の必要が生じた諸事項に加え、国の補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る経費を計上するとともに、当該感染症への対応として既に中止を決定した施策に係る経費を減額するもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億786万4,000円を追加し、予算の総額を91億1,145万3,000円とするものです。

補正の主な内容について、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金に、日向入郷地区の119番通報の集約に伴うシステム改修負担金72万円を追加。

国庫支出金に、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,672万8,000円、土木費国庫補助金の防災・減災対策等強化事業推進費国庫補助金2,250万円の追加、その他内示に伴う増減を含めて、合わせて7,251万7,000円の追加。

県支出金に、民生費県補助金として、新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス支援事業費補助金8万4,000円、農林水産業費県補助金として、事業採択または内示に伴い、農業費補助金、畜産業費補助金、林業費補助金合わせて1億8,815万円をそれぞれ追加。

繰入金は、財政調整基金に7,349万3,000円追加し、森林環境譲与税基金繰入金については、林業大学校受講生宿舍新築工事への充当を精査し3,020万円減額しました。

諸収入に、コミュニティ助成事業助成金、交通安全共済助成金等、合わせて350万円を追加しました。

町債は、ケーブルテレビ北郷F T T H化事業に充当を要した緊急防災・減債基金債を優先的に配分が期待される過疎対策事業債に振り替えることとし、その他の事業の事業費の変動に伴い、合わせて40万円の減額となりました。

続いて、歳出について説明いたします。

総務費から755万9,000円の減額。

主なものは、一般管理費の人件費1,034万7,000円の減額、交通安全防犯対策費の防犯灯設置工事請負費160万2,000円の追加、企画費のうなま地蔵夏祭り事業補助金375万円、いだごろ祭り事業補助金455万円の減額、コミュニティ助成事業補助金250万円の追加、C A T Vセンター運営費の北郷F T T H化整備工事請負費700万円の減額、税務総務費の人件費820万円の増額、戸籍住民登録費の人件費425万8,000円の増額などです。

民生費に1,426万4,000円の追加。

主なものは、社会福祉総務費の人件費989万3,000円、社会福祉施設費の漏水調査等業務委託料29万7,000円、障がい福祉費のシステム改修委託料24万8,000円、児童福祉施設費の新型コロナウイルス感染症対策関連のマスク、消毒液などの消耗品費90万円、神門保育所の空調設備改修工事226万6,000円の追加などです。

衛生費から1,754万7,000円の減額。

主なものは、保健衛生総務費の人件費3,154万7,000円の減額、予防費の臨時交付金事業として実施する感染症対策事業（マスク等消耗品、消毒液等医薬材料費）1,195万5,000円の追加、塵芥処理費の不燃ごみ運搬処理業務委託料196万2,000円の追加などです。

農林水産業費に2億2,316万4,000円の追加。

主なものは、農業総務費の人件費1,473万4,000円の追加、農業振興費の「稼げる農」中山間移住定着促進事業補助金380万2,000円、認定農業者応援給付金520万円の追加、畜産費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億7,014万8,000円の追加、林業振興費の森林整備加速化・林業再生事業補助金1,154万9,000円、臨時交付金事業として実施する林業事業体林業継続支援事業補助金1,228万円の追加、林道整備費の地方創生道整備交付金事業562万円の追加などです。

商工費に1,384万2,000円の追加。

主なものは、商工振興費の、臨時交付金事業として実施する商工会合同商品券事業補助金1,050万円、小規模事業者持続化支援給付金800万円の追加、観光振興費の御田祭イベント事業補助金720万円の減額などです。

土木費に3,510万5,000円の追加。

主なものは、土木総務費の人件費1,157万3,000円の減額、防災減災対策等強化事業4,630万円の追加、公営住宅管理費の公営住宅営繕工事費508万8,000円の追加などです。

消防費に251万7,000円の追加。

主なものは、非常備消防費の日向地区消防操法大会出場補助金95万5,000円の減額、119番通報システム改修委託料108万7,000円の追加、人件費125万7,000円の追加、消防施設費の消防用施設整備改修費105万円の追加などです。

教育費に148万6,000円の追加。

主なものは、事務局費に臨時交付金事業として実施する学校臨時休業対策給付金156万円、人件費823万9,000円の追加、幼稚園費に人件費286万円の追加、社会教育総務費の中学生訪韓研修補助金204万8,000円、青少年交流事業補助金342万8,000円、人件費586万5,000円の減額、文化財保護費の御田祭実行委員会補助金124万8,000円、民謡大会に係る諸経費65万2,000円の減額、図書館費に西郷図書館書架等作成委託料200万円の追加、体育施設費の北郷総合交流センター改修費に41万8,000円の追加、学校給食施設費の臨時交付金事業として実施する学校臨時休業対策事業食材補償13万9,000円の追加などです。

諸支出金に4,259万3,000円の追加。

主なものは、特別会計操出金のうち簡易水道事業特別会計操出金に、臨時交付金事業として実施する水道使用料免除に対する歳入補填として1,522万2,000円の追加、病院公営企業費の町立病院運営費補助金に2,804万3,000円

の追加などです。

これにより、令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億1,145万3,000円となりました。

以上で、提案理由の説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第38 | 議案第40号 | 令和2年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第39 | 議案第41号 | 令和2年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第40 | 議案第42号 | 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第41 | 議案第43号 | 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第42 | 議案第44号 | 令和2年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第43 | 議案第45号 | 令和2年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号） |

【議長 那須 富重】

お諮りします。

議案第40号から議案第45号までの6件を一括議題にしたいと思えます。

【議長 那須 富重】

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 那須 富重】

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から議案第45号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第40号 令和2年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ174万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,387万1,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国民健康保険税の本算定による税額の確定により、一般被保険者分から749万9,000円の減額、一般会計繰入金から174万2,000円の減額、基金繰入金として749万9,000円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、人事異動に伴う一般職員人件費として174万2,000円を減額しております。

以上であります。

続きまして、議案第41号 令和2年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,584万7,000円とするものです。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を63万6,000円増額し、事務費繰入金を5万円増額しました。

歳出につきましては、一般管理費として給料を27万円減額し、職員手当等を84万4,000円増額し、共済費を6万2,000円増額しました。また、認定調査等費として、報酬を7万1,000円減額し、旅費を12万1,000円増額しました。

以上であります。

続きまして、議案第42号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ942万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,792万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、和田地区導水管布設替え工事に伴う設計委託料として661万1,000円、鬼神野及び神門浄水場のコンプレッサー更新工事として227万7,000円、和田浄水場第2水源の取水ポンプ制御盤修繕工事に53万4,000円を追加しております。

歳入につきましては、新型コロナ支援対策として5月及び6月請求分の水道使用料を1,240万円減額し、一般会計繰入金に1,522万2,000円、町債に660万円を追加しました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第43号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、和田若宮地区農業集落排水施設の中継ポンプ水位計更新工事に42万4,000円を追加しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金に42万4,000円を追加しております。

以上であります。

議案第44号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億287万円とするものであります。

歳出補正の主なものは、診療所機構改革に伴う職員数の減に伴う給与、職員手当等の人件費が1,259万2,000円の減額、今年度から新たに始まった会計年度任用職員及び再雇用職員の給与、職員手当等の変更に伴う人件費が606万円の増額、南郷診療所医療機器の不具合や故障に伴う診療備品購入費として672万5,000円の増額、他には南郷診療所内の空調機機械フィルター清掃業務委託料として59万5,000円の増額等であります。

歳入予算の主なものは、医療機器の診療備品購入に対する国からの補助金が110万円、診療所運営費繰入金が4万円の減額であります。

以上であります。

最後になりますが、議案第45号 令和2年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、2,804万3,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、収入では、一般会計からの繰入金2,804万3,000円、支出では、同額の2,804万3,000円を給与費に追加するものです。

具体的には、新しい医療提供体制が固まり4月からスタートしていますが、当初予算算定時では人数等が決まっていなかったため、今回確定した医師・看護師等の人数を反映させた補正となっております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

この件につきましては、第6日目の6月10日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 那須 富重】

日程第44 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書を議題とします。

【議長 那須 富重】

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者 黒田 仁志議員。

【5番 黒田 仁志】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、黒田 仁志議員。

【5番 黒田 仁志】

それでは、発議第1号について、提案理由の趣旨説明を行います。

発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書に

ついて。

本案は、会議規則第14号の規則により提出するものです。概要については、別紙の意見書（案）の朗読をもって代えたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は世界的な感染拡大が継続し、国内においても感染者は日増しに増加し、感染者数は累計で1万人を超える事態となっている。

国においては、本年4月7日に7都道府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、同月16日に、その対策地域を全国に拡大することを決定するとともに、同月30日には新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算が成立した。

本県においても、感染拡大を防止する観点から県境をまたいでの移動の抑制、人との接触を減らすための外出の自粛要請、遊行施設等への休業要請等の対策を講じてきたところであるが、人や物の動きの停滞による経済活動の縮小、事業者の経営悪化など県民生活に甚大な影響が生じている。

このような状況を踏まえ、本町においても感染拡大防止の対策を講じながら、事業継続のための支援強化や給付金補助等を行い、感染症による影響を受けている町内事業者の支援を行っている。

しかしながら、本町を含め財政力の脆弱な地方においては今後、さらなる対策を講じることが困難な状況となっている。

よって、国においては国民の生命及び健康並びに生活を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び医療供給体制の維持のために、必要な財源を確保するとともに具体的な対策を講じること。
2. 甚大な影響を受けている住民生活や地域経済に対し、地方公共団体が必要かつ十分な支援を講じることができるよう、今後も追加の補正予算を措置するなど確実な財政対策を講じること。

また、自治体を実施する対策に対しては、特別交付税の増額など財政措置を確実に講ずること。

3. 緊急事態宣言解除以降の対策を明らかにするとともに、新たな生活様式に対応できる必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月5日 宮崎県美郷町議会

提出先については、記載されているとおりです。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【議長 那須 富重】

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 那須 富重】

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 那須 富重】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 那須 富重】

これから、発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 那須 富重】

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 那須 富重】

起立全員であります。

したがって、発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書は原案のとおり可決されました。

【議長 那須 富重】

以上で、本日の日程は全部、終了いたしました。

次は、6月8日、月曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 小田 広美】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時53分)